

日本物価連動国債ファンド

足元の運用状況と今後の見通し

2026年3月11日

平素は、『日本物価連動国債ファンド』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2026年3月10日に第25期（2025年9月11日～2026年3月10日）の決算を迎えました。次ページ以降、市場の見通しなどについて説明しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

なお、当期の収益分配金につきましては前期同様10円（1万口当たり、税引前。以下同じ。）といたしました。

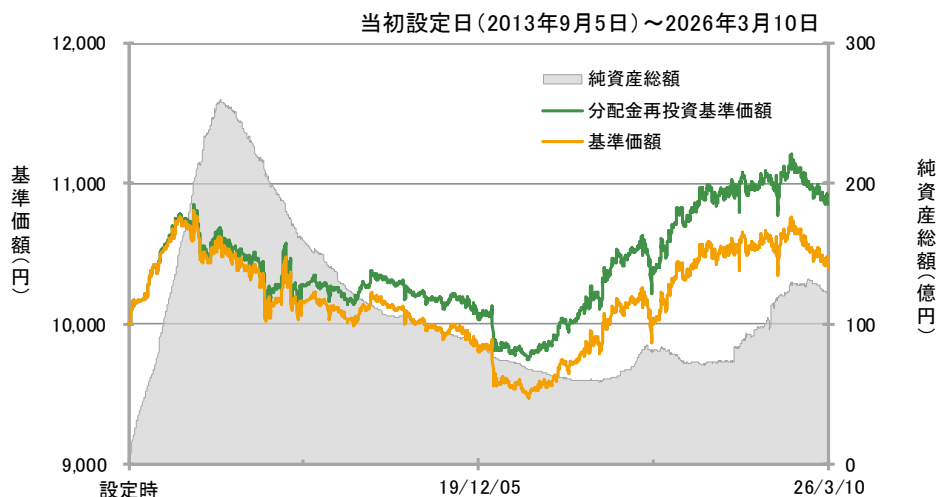
引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■ 基準価額・純資産・分配の推移（2026年3月10日時点）

基準価額	10,395円
純資産総額	121億円

《分配の推移》（1万口当たり、税引前）

決算期	（年/月/日）	分配金
第1～20期	合計：	380円
第21期	(24/3/11)	10円
第22期	(24/9/10)	10円
第23期	(25/3/10)	10円
第24期	(25/9/10)	10円
第25期	(26/3/10)	10円
分配金合計額	設定来：	430円
	直近5期：	50円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社（大和アセットマネジメント）が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

大和アセットマネジメント

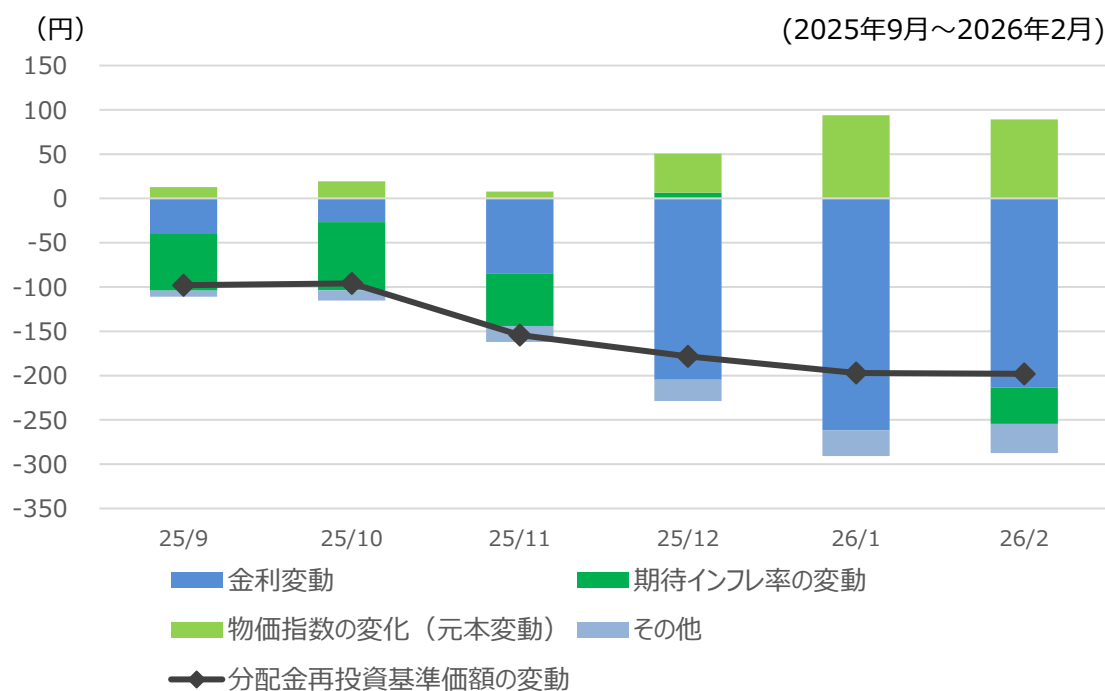
Daiwa Asset Management

足元の運用状況

当ファンドの分配金再投資基準価額は2025年9月から2026年2月末にかけて下落し、当該期間の騰落率は-1.8%となりました。

金利の上昇が基準価額の主な下落要因となりました。また、消費税減税観測の高まりにより、短中期ゾーンの期待インフレ率が低下したことも、基準価額の下落要因となりました。

基準価額の変動要因分解



※変動要因分解は、2025年9月1日からの累計。

※変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。計算に当たっては、「分配金再投資基準価額」を用いています。「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※変動要因分解は、残存年数が同程度の国債と物価連動国債のデータを基に大和アセットマネジメントが算出した概算値です。

※その他には、運用管理費用、取引コスト、利回り要因などが含まれます。

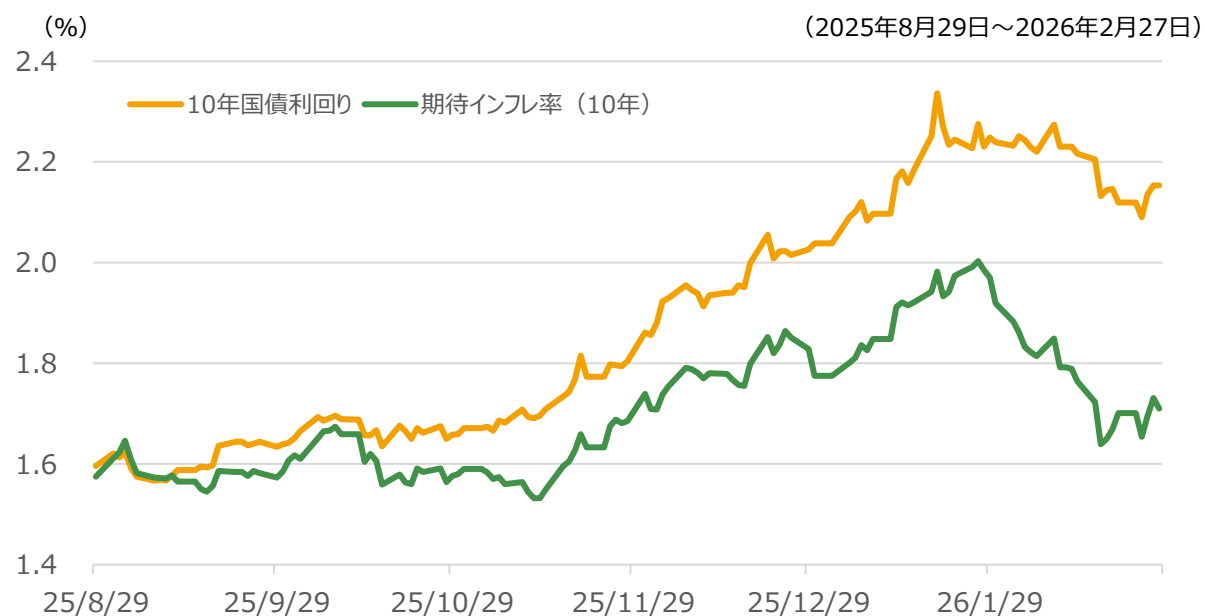
※上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

市場環境

債券市場では、財政拡大観測の高まりや日銀による利上げを受けて、金利は上昇しました。

期待インフレ率は、2026年1月にかけて円安の進行などを背景に上昇しましたが、その後、消費税減税観測が高まったことを受けて、低下に転じました。

10年国債利回り、期待インフレ率（10年）の推移



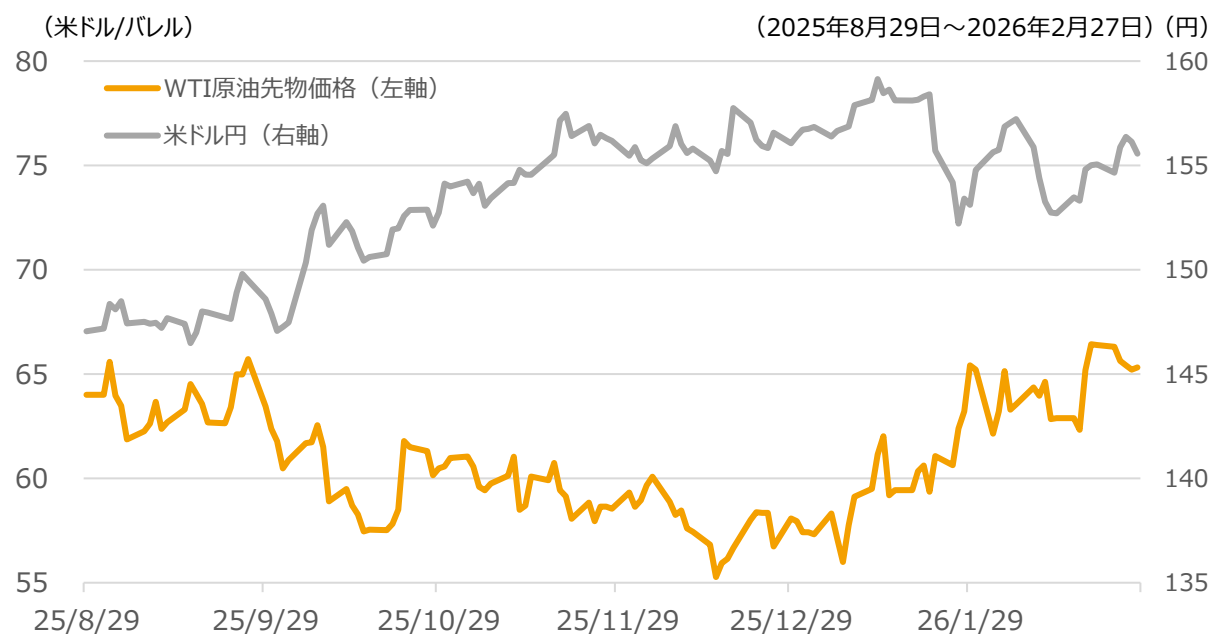
※期待インフレ率（10年）は、物価連動国債利回りと国債利回りを基に計算。

（出所）ブルームバーグ

原油価格については、2025年後半は原油需要低迷への懸念などから下落しましたが、2026年1月以降は反発し、期間を通してみるとおおむね横ばいでした。

米ドル円については、財政悪化への懸念などから円安が進行しました。

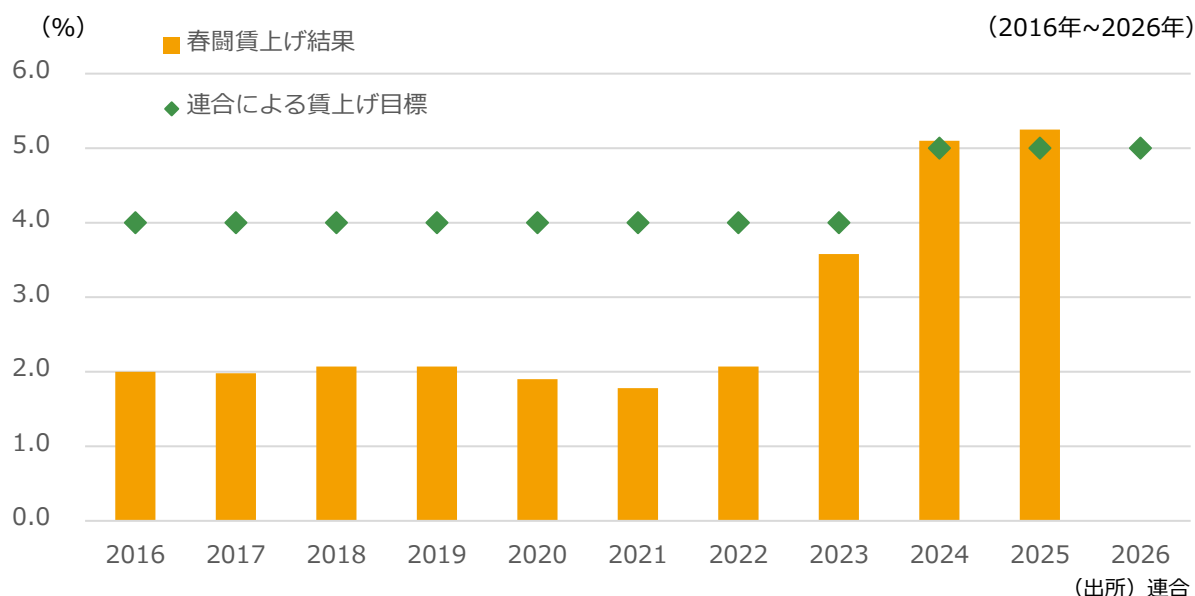
原油価格、米ドル円の推移



（出所）ブルームバーグ

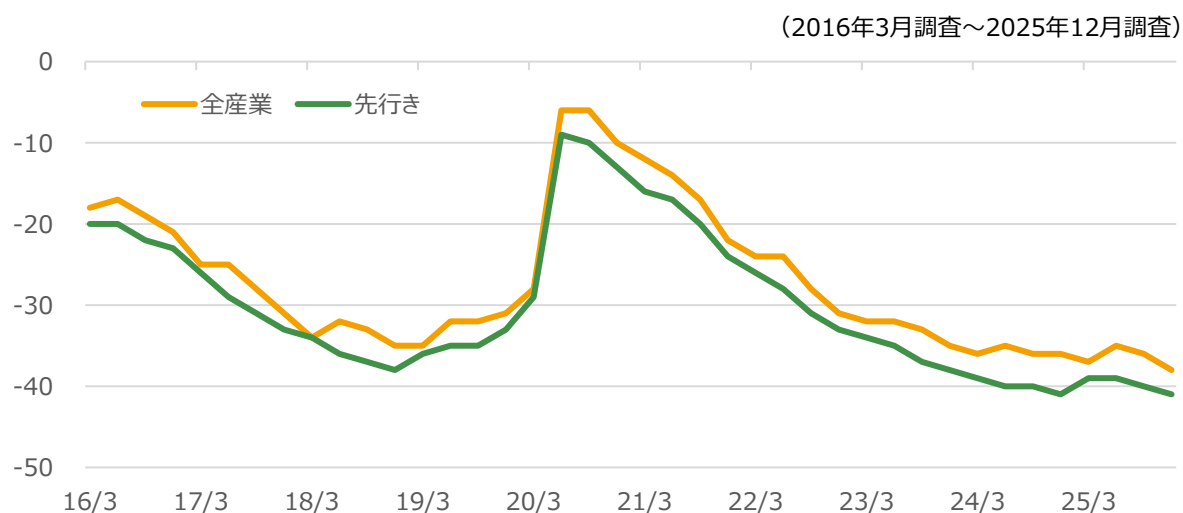
日本労働組合総連合会（連合）は2026年春季労使交渉（春闘）における賃上げの目標を5%以上としました。日本では賃上げ結果が目標に達しないことが常態化していましたが、足元の数年は目標に近い賃上げが起こっており、2026年も同様の傾向は続くと考えられます。

春闘賃上げ結果、連合による賃上げ目標の推移



日銀が公表する人手の過不足感を示す雇用人員判断DIをみると、足元で人手不足感の強い状況が続いています。人手不足に伴う高水準の賃上げが物価上昇に寄与するという構図は今後も続くと考えています。

日銀短観・雇用人員判断DIの推移



※数値がマイナスになるほど人手不足感が強い。

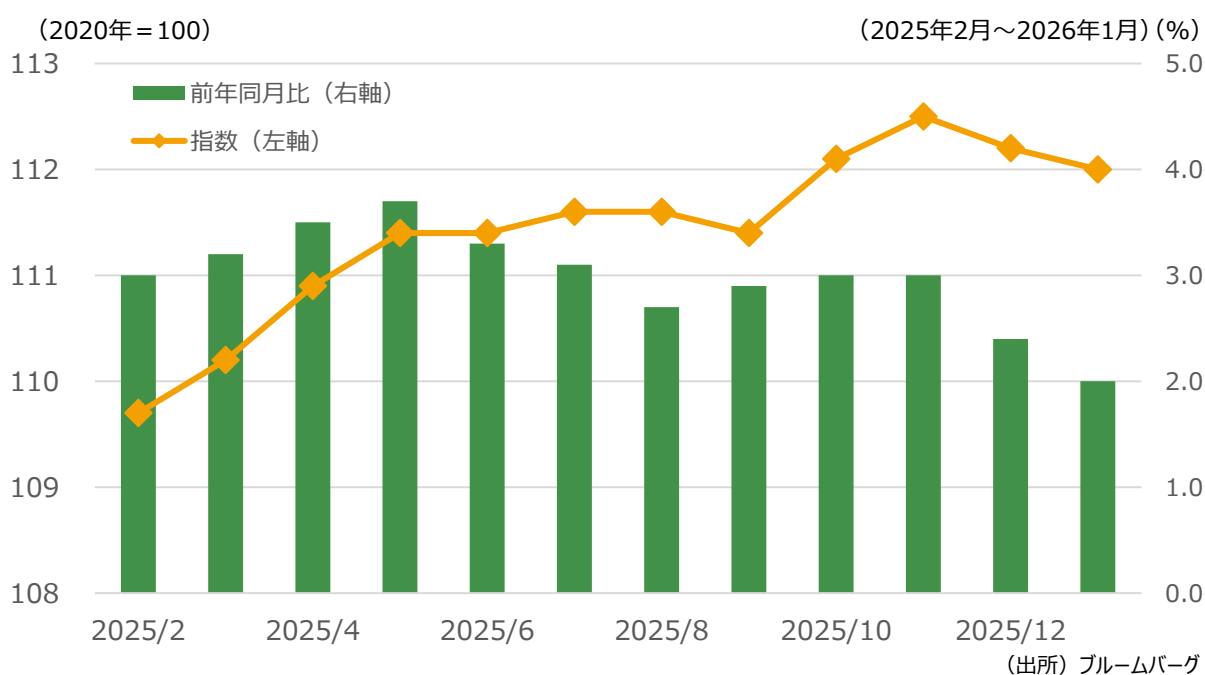
(出所) 日本銀行

物価動向

2026年1月の全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、前年同月比+2.0%となりました。

食料品価格の上昇が鈍化したことや、ガソリンの暫定税率が廃止されたことなどにより、足元で前年同月比の上昇幅は縮小傾向にあります。

全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の推移



今後の見通し

物価連動国債は、中長期的に堅調な推移を予想します。

緩やかなペースでの利上げが実施されることにより、金利は徐々に上昇していくと予想します。

期待インフレ率については、消費税減税観測の高まりが低下圧力となりますが、市場はすでに相応の影響を織り込んでいると考えられます。構造的な人手不足を背景とする賃金上昇の圧力が、期待インフレ率を下支えすると見込んでいます。

物価については、賃上げによる人件費増加が価格に反映されていくことでサービス価格は徐々に上昇していくと想定している一方で、食料品価格の高騰に一服感がでていることや、エネルギー代金の補助金再開などを背景に、財価格の上昇ペースは落ち着いていくとみています。総じて、物価の上昇ペースは緩やかになっていくと想定しています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・わが国の物価連動国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

- ・わが国の物価連動国債に投資します。
- ・毎年 3 月 10 日および 9 月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。**

公社債の価格変動など (価格変動リスク・信用リスク)	金利の低下および市場が予想する将来のインフレ率の上昇は、物価連動国債の価格の上昇要因となります。また、金利の上昇および市場が予想する将来のインフレ率の低下は、物価連動国債の価格の下落要因となります。 価格変動に加えて物価連動国債には、物価上昇によって元金額と利払い額が増加する可能性、物価下落によって元金額と利払い額が減少する可能性があります。 物価連動国債は、通常の利付国債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
債券先物取引の利用に伴うリスク	債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>1.1%(税抜1.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引 執行等の対価です。
信託財産留保額	<u>0.1%</u>	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、 信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の基準価額に対して 左記の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容																	
運用管理費用 (信 託 報 酬)	<u>年率0.594%</u> <u>(税抜0.54%)以内</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。																	
	上記の運用管理費用(年率)は、各月ごとに決定するものとし、前月最終営業日の翌日から当月最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日におけるわが国の無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 無担保コール翌日物レートの平均値が イ. 0.5%未満の場合……………年率0.374%(税抜0.34%) ロ. 0.5%以上1%未満の場合…年率0.484%(税抜0.44%) ハ. 1%以上の場合……………年率0.594%(税抜0.54%)																		
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。																	
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。																	
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。																	
	<table><tr><td>〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>前イ. の場合</td><td>年率0.11%</td><td>年率0.20%</td><td>年率0.03%</td></tr><tr><td>前ロ. の場合</td><td>年率0.16%</td><td>年率0.25%</td><td>年率0.03%</td></tr><tr><td>前ハ. の場合</td><td>年率0.20%</td><td>年率0.30%</td><td>年率0.04%</td></tr></table>			〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	委託会社	販売会社	受託会社	前イ. の場合	年率0.11%	年率0.20%	年率0.03%	前ロ. の場合	年率0.16%	年率0.25%	年率0.03%	前ハ. の場合	年率0.20%	年率0.30%	年率0.04%
〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	委託会社	販売会社	受託会社																
前イ. の場合	年率0.11%	年率0.20%	年率0.03%																
前ロ. の場合	年率0.16%	年率0.25%	年率0.03%																
前ハ. の場合	年率0.20%	年率0.30%	年率0.04%																
その他の費用・ 手 数 料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。																	

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後 3 時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受付を中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・わが国の物価連動国債による運用が困難となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

Daiwa Asset Management

ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

日本物価連動国債ファンド

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○	○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○	○		
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第34号				
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○		
佐賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第25号				
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○		
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○	○		
しののめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第232号				
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○	○		
大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第26号				
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第20号				
津山信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第32号				
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○	○		
新潟信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第249号				
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第58号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○		
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号				
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	○			
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○		
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第88号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○		
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○		○	
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○		○	
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1771号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。